

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 28(オ)843	原審裁判所名	高松高等裁判所
事件名	不動産所有権移転登記手続等請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 30 年 7 月 5 日	原審裁判年月日	昭和 28 年 6 月 9 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 9 卷 9 号 1002 頁		

判示事項	不動産登記簿上の所有名義人に対し真正の所有者は移転登記を請求し得るか
裁判要旨	不動産の登記簿上の所有名義人は、真正の所有者に対し、その所有権の公示に協力すべき義務を有するものであるから、真正の所有者は、所有権に基き所有者名義人に対し、所有権移転登記の請求を為し得るものと解するのが相当である。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人堀耕作の上告理由について。 論旨は違憲をいう点もあるが、その実質は所有権移転登記義務の有無に関し、民法及び不動産登記法の解釈適用を争うに帰着する。ところで、不動産の登記簿上の所有名義人は真正の所有者に対しその所有権の公示に協力すべき義務を有するものであるから、真正の所有者は所有権に基き所有名義人に対し所有権移転登記の請求を為し得るものと解するのが相当である。（大審院昭和一六年六月二〇日言渡判決、民集二〇卷八八八頁参照）。従つて原判決が、上告人は被上告人に対し本件不動産の所有権移転登記手続をしなければならない、とした第一審判決を維持したのは正当である。論旨は独自の見解に立脚するものであつて理由がない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官の全員一致を以て、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 河村又介 裁判官 島保 裁判官 小林俊三 裁判官 本村善太郎)

※参考：判例タイムズ 51 号 37 頁、ジュリスト 89 号 69 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO225 頁